

にしき園給食業務委託（債務負担）
公募型プロポーザル実施要領

Ⅰ．業務概要

（１）委託業務名

委託西に第 15 号 にしき園給食業務委託（債務負担）

（２）業務目的

別紙仕様書のとおり

（３）業務履行期間

別紙仕様書のとおり

（４）業務内容

別紙仕様書のとおり。

※仕様書は業務の想定仕様であるため、受託業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

（５）提案限度額

総額 201,877,209 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。なお、提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

対象経費の例

区分	内容
１．人件費	業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
２．保健衛生費	業務の遂行に必要な診断書、細菌検査、被服代等
３．情報処理費	業務の遂行に必要な直通電話、FAX、PC 設置料等
４．消耗品費	業務の遂行に必要な物品の購入等に係る経費
５．事務用品費	業務の遂行に必要な書類作成用紙代等の経費
６．保険料	業務の遂行に必要な保険料に係る経費
７．管理経費	業務の遂行に必要な管理運営その他経費
８．食費	入所者に提供する給食に係る食材料費等（米代除く）
９．消費税及び地方 消費税相当額	１～８の計の 10% ※小数点以下を切り捨て

対象外経費の例

- ・不動産、自動車等車輛などの購入費及び修理費等に係る経費
- ・飲食、接待等に係る経費
- ・その他、受託業務との関連が認められない経費

2. 参加者の資格

(1) 次の要件を満たす単独法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 仙北市暴力団排除条例（平成24年仙北市条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

エ 令和7年度において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。未登録の場合は、プロポーザル参加意向申出書の提出期限までに競争入札参加資格申請を行うこと。

仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約>令和7・8年度仙北市競争入札参加資格審査申請

オ 本事業を適切に実施するために必要な組織及び人員を有していること。

カ 国または他の地方公共団体の給食業務において採択の実績を有していること。

3. プロポーザルの日程（予定）

令和7年10月29日（水）	実施要領発表・公募開始
令和7年11月25日（火）	プロポーザル参加意思表示（午後5時まで）
令和7年12月2日（火）	提案書提出期限（正午まで）
令和8年1月9日（金）	プレゼンテーション審査（予定）
令和8年1月中旬	審査結果の通知、契約締結

4. 質問及び回答

質問は、質問書（様式4）により受付け、回答はホームページに掲載する。

(1) 提出期限

令和7年11月14日（金）正午必着

(2) 提出方法

メールで提出する

(3) 提出先

「11. 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

令和7年11月18日（火）午後5時までに、仙北市HPにて公表する。

5. 参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
参加意向申出書（様式1）	必要事項を記入。 ※押印すること	正本1部

（1）提出期限

令和7年11月25日（火）午後5時必着

（2）提出方法

郵送、宅配または持参

（3）提出先

「11. 問合せ先」に同じ

6. 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
①会社概要（様式2）	必要事項を記入。 ※パンフレット等での代用可。	2部
②業務実績調書（様式3）	必要事項を記入。	2部
③企画提案書（任意様式）	※A4版、片面印刷を原則とする。 ※割付印刷を可とするが、文字の大きさなど資料が見易いように配慮すること。	2部
④見積書（任意様式）	設計書に基づき記載。	正本1部 副本1部
⑤CD-RまたはDVD-R	上記①～④のデーター式 ※データはPDFとする。	1部

※ 左上をクリップ留めし、持参又は郵送にて提出すること。

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

（1）提出期限

令和7年12月 2日（火）正午必着

（2）提出方法

郵送、宅配または持参

（3）提出先

「11. 問合せ先」に同じ

7. 選定委員会の開催

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、仙北市の庁内関係者で構成する業務委託候補者選定委員会において実施する。

(1) プロポーザル開催日時

令和8年 1月 9日(金) 午後2時00分～(予定)

事業者毎の開始時刻等の詳細は、12月12日(金)までにメールで通知する。

(2) 実施方法

対面により実施する。

(3) 実施時間

1事業者につき25分を予定。事業者から15分で企画提案内容を説明した後、10分の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

(5) 説明者について

事業者側の参加人数は、5名以内とすること。

8. 評価項目及び配点

(1) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、別紙「審査評定票」に基づき評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点(満点)
業務の基本的な考え方について	①安全・安心でおいしい食事の提供について	240
	②アレルギー及び禁忌食品対応について	
	③地産地消に係る地元の生産者又は納入業者等からの食材調達について	
	④行事食の考え方及び提供	
	⑤多様な献立について	
	⑥食事形態の拡充について	
緊急時における対応について	①災害・事故発生時の対応及び防止策	120
衛生管理について	①衛生管理体制	80
	②衛生検査の実施	
業務管理・運営について	①事業者の概要・組織	160
	②受託業者が変更になった場合の対応・処遇	
	③代行業務の取扱	
	④従事者に対する教育及び研修体制	
県内外における実績について	①給食等の受託実績	80
	②最寄りの事業所所在地	
見積金額	①見積書	80
創意工夫	①創意工夫の提案	40
合 計	委員1人100点×8人	800点

- (2) 評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。
- (3) 審査の結果は郵送にて通知する。

9. 契約締結

受託候補者に特定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

10. その他

- (1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。

- (2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア. 提出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。
- イ. プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。
- ウ. プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- エ. 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- オ. 本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合。

- (3) プロポーザルの取扱い

- ア. 提出された書類は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- イ. 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- ウ. 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- エ. 提出された書類は返却しない。

11. 問合せ先

〒014-0515 秋田県仙北市西木町門屋字屋敷田 100 番地

仙北市介護老人保健施設 にしき園（担当：高橋、鈴木）

電 話 0187-47-3211 ファクシミリ 0187-47-3213

メール nishiki@city.semboku.akita.jp

以上